

健康・医療分野

福祉分野

都市基盤分野

産業・観光分野

安心安全分野

環境分野

教育分野

生涯学習・スポーツ・文化分野

協働・共生分野

行財政分野

分野別計画の施策の見方

**施策番号**  
施策体系上の番号です。

**現状と課題**  
施策に関する社会的状況や本市での現状と課題を記述しています。なお、現状と課題、施策の基本方針、施策の展開の番号は、それぞれに対応しています。

**関連データ**  
施策に関連するデータを掲載しています。

**施策の基本方針**  
施策を推進していくうえでの基本的な方針を記述しています。

**用語の解説**  
専門用語や意味の分かりにくいものに※印を付け、解説しています。

第2部

健康・医療

1-1-1

いつまでも健康に暮らせるまちをつくる  
**健康づくりと疾病予防の推進**

基本政策1

**● 現状と課題**

- 健康づくりに高い意識を持つ市民は多くなっています。市民が主体的に健康づくりを始める機会や情報の提供、拠点整備が必要となっています。また、健康づくりを継続できるように、地域や自主組織での活動を支援する必要があります。
- 核家族化やコミュニティの希薄化により、子育てに不安を抱える親が増えています。相談や健診など妊娠、出産、子育てへの総合的で切れ目ない支援が求められています。
- 死亡原因の1位であるがんの検診受診率は、低迷が続いています。生活習慣病対策の取組と併せ、受診率向上に向けた効果的な対策を推進する必要があります。また、新型インフルエンザなどに対する取組が求められています。
- 社会環境の変化などに伴うストレスや悩みから、うつ病などのこころの病気を抱える人が増えており、自ら死を選んでしまう人もいます。悩みに対応できる身近な相談体制の充実と強化が必要です。

**● 健康づくり事業への参加者数**

**● 75歳未満のがんによる年齢調整死亡率**

**● 施策の基本方針**

- 健康づくりの環境整備を進め、自分に合った健康づくりに取り組む市民を増やします。
- 妊娠期から子育てまでの切れ目ない母子保健サービスの充実を図り、元気で健康な母子を増やします。
- 働く世代からのがんや生活習慣病などに対する疾病予防と早期発見を推進し、元気に過ごせる市民を増やします。
- 関係機関と連携し、こころの健康を保持増進できる体制を整え、こころの健康づくりと自殺対策を進めます。

※ 健康の日：健康行動を実施する日として、健康教室を開催している。毎月第一日曜日。

**施策の展開**  
課題の解決に向けて、基本方針に基づいて取り組む具体的な方策を記述しています。「●」は主な取組を記述しています。

**まちづくりの指標**  
施策を推進することによって得られる成果を客観的に評価するための指標です。現状値は平成30年度、目標値は令和6年度としていますが、統計の集計や公表時期などにより年次が一致しない指標は、かっこ書きで表示しています。

**関連計画**  
施策に関連する計画などを掲載しています。

市民が健康で生き生き暮らせるまちをつくる

**● 施策の展開**

- 市民の主体的な健康づくりへの支援**
  - 健康づくりの拠点整備
  - 地区及び自主組織の育成と支援
  - 健康の日<sup>※</sup>の普及と健康情報の提供
  - 食育の推進
- 母子保健サービスの充実**
  - 妊娠出産支援の充実
  - 乳幼児健診の充実・強化
  - 予防接種の円滑な推進
  - 発達支援、就学支援、虐待予防など関係機関との連携の強化
- 疾病の早期発見、早期対応と重症化予防**
  - がん検診受診率向上対策の推進
  - 生活習慣病の予防と重症化防止対策の充実
  - 結核、新型インフルエンザなどの感染症対策の推進
  - がん患者などの社会参加を促す支援
- こころの健康づくりへの支援**
  - こころの健康の普及と啓発の推進
  - 相談体制の整備
  - 自殺対策の推進
  - 関係機関との連携強化

**● まちづくりの指標（成果指標）**

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
健康づくり事業への参加者数	2,572人	10,650人	健康づくりを実施する事業へ参加した人数
3歳児健診受診率	94.3%	95.0%	3歳児健康診査を受けた幼児の割合
75歳未満のがんによる年齢調整死亡率	72.5人 (平成29年)	55人 (令和4年)	年齢構成の異なる他市町村と比較できるよう調整した、人口10万人当たりのがん死亡者数

**● 関連計画**

健康いせさき21 第2次「健康増進計画・食育推進計画」(令和2年度～令和6年度)  
 新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年度～)  
 自殺対策推進計画(令和元年度～令和5年度)

28

29

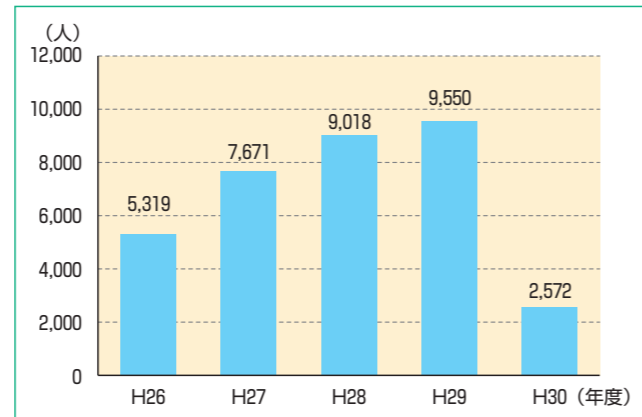
# 健康・医療分野

- 1 市民が健康で生き生き暮らせるまちをつくる
  - 1 いつまでも健康に暮らせるまちをつくる
    - 1 健康づくりと疾病予防の推進
    - 2 地域医療体制の充実
    - 3 医療・年金制度の円滑な運営

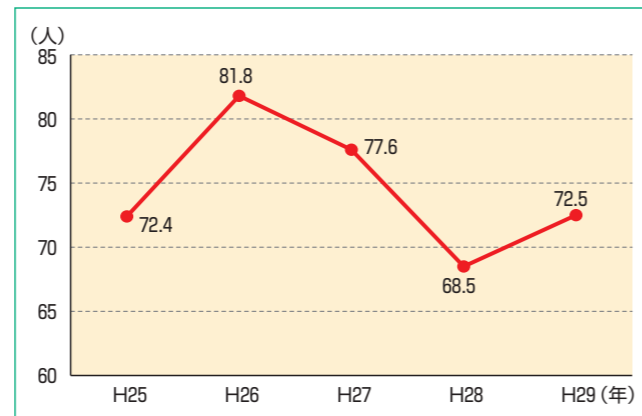
現状と課題

- 健康づくりに高い意識を持つ市民は多くなっています。市民が主体的に健康づくりを始める機会や情報の提供、拠点整備が必要となっています。また、健康づくりを継続できるように、地域や自主組織での活動を支援する必要があります。
- 核家族化やコミュニティの希薄化により、子育てに不安を抱える親が増えています。相談や健診など妊娠、出産、子育てへの総合的で切れ目ない支援が求められています。
- 死亡原因の1位であるがんの検診受診率は、低迷が続いています。生活習慣病対策の取組と併せ、受診率向上に向けた効果的な対策を推進する必要があります。また、新型インフルエンザなどに対する取組が求められています。
- 社会環境の変化などに伴うストレスや悩みから、うつ病などのこころの病気を抱える人が増えており、自ら死を選んでしまう人もいます。悩みに対応できる身近な相談体制の充実と強化が必要です。

健康づくり事業への参加者数



75歳未満のがんによる年齢調整死亡率



施策の基本方針

- 健康づくりの環境整備を進め、自分に合った健康づくりに取り組む市民を増やします。
- 妊娠期から子育てまでの切れ目のない母子保健サービスの充実を図り、元気で健康な母子を増やします。
- 働く世代からのがんや生活習慣病などに対する疾病予防と早期発見を推進し、元気に過ごせる市民を増やします。
- 関係機関と連携し、こころの健康を保持増進できる体制を整え、こころの健康づくりと自殺対策を進めます。

※ 健康の日：健康行動を実施する日として、健康教室を開催している。毎月第一日曜日。

施策の展開

- 市民の主体的な健康づくりへの支援
  - 健康づくりの拠点整備
  - 地区及び自主組織の育成と支援
  - 健康の日\*の普及と健康情報の提供
  - 食育の推進
- 母子保健サービスの充実
  - 妊娠出産支援の充実
  - 乳幼児健診の充実・強化
  - 予防接種の円滑な推進
  - 発達支援、就学支援、虐待予防など関係機関との連携の強化
- 疾病の早期発見、早期対応と重症化予防
  - がん検診受診率向上対策の推進
  - 生活習慣病の予防と重症化防止対策の充実
  - 結核、新型インフルエンザなどの感染症対策の推進
  - がん患者などの社会参加を促す支援
- こころの健康づくりへの支援
  - こころの健康の普及と啓発の推進
  - 相談体制の整備
  - 自殺対策の推進
  - 関係機関との連携強化



まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
健康づくり事業への参加者数	2,572人	10,650人	健康づくりを実践する事業へ参加した人数
3歳児健診受診率	94.3%	95.0%	3歳児健康診査を受けた幼児の割合
75歳未満のがんによる年齢調整死亡率	72.5人 (平成29年)	55人 (令和4年)	年齢構成の異なる他市町村と比較できるように調整した、人口10万人当たりのがん死亡者数

関連計画

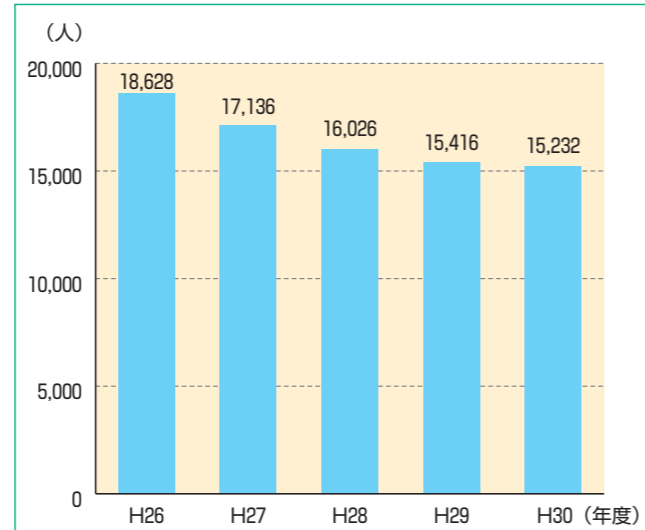
健康いせさき21（第2次）「健康増進計画・食育推進計画」（令和2年度～令和6年度）  
 新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年度～）  
 自殺対策推進計画（令和元年度～令和5年度）

1-1-2 いつまでも健康に暮らせるまちをつくる  
地域医療体制の充実

現状と課題

- 1 本市は伊勢崎市民病院や伊勢崎佐波医師会病院をはじめ、多くの診療所や歯科診療所で地域医療体制が維持されています。今後更に高齢化社会が進展する中、現在の地域医療体制を充実させていくため、診療情報の発信や医療機関の連携強化などの取組が必要です。
- 2 本市では、一次救急医療\*機関として伊勢崎佐波医師会病院に休日夜間急患センターを設置し、また、二次救急医療\*機関としては市内8病院で輪番制\*を組み、それぞれ救急患者を受け入れる体制を整えています。今後も、緊急時において、できる限り地域で適切な医療が受けられるよう救急医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 3 伊勢崎市民病院は、地域唯一の急性期医療を担う公立病院として、救急医療や高度な医療、がん診療などの良質な医療の提供が求められています。また、地域の医療機関の状況や医療圏の動向などの環境の変化に柔軟に対応することが必要とされています。

■ 休日夜間急患センター患者受入数（一次救急）



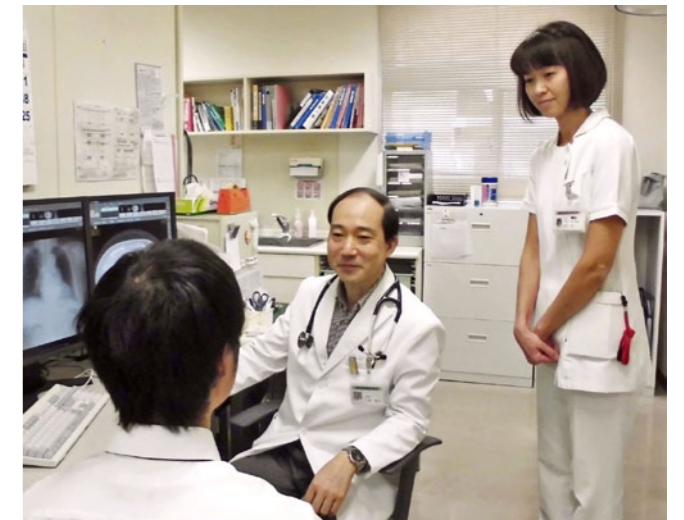
施策の基本方針

- 1 医療機関情報の発信と関係機関の連携を進め、市民が地域で適切な医療サービスを受け続けられるようにします。
- 2 医療機関の連携を強化し、救急医療体制の充実を目指します。
- 3 伊勢崎市民病院は、地域の医療機関との連携を進め、良質な医療提供体制の維持と健全で安定的な経営を堅持します。

\* 一次救急医療：入院や手術の必要がなく、帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療。  
 \* 二次救急医療：生命の危険は少ないが、入院や手術が必要な患者に対する救急医療。  
 \* 輪番制：入院や手術を必要とする二次救急患者に対応するため、いくつかの病院が当番日を決めて、診療・治療にあたる制度。

施策の展開

- 1 医療提供体制の充実
  - 医療機関の連携支援
  - 医療機関情報の提供
  - かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持つことの啓発
- 2 救急医療体制の充実
  - 休日夜間急患センター体制の維持・整備（一次救急医療）
  - 在宅当番医の情報提供（一次救急医療）
  - 病院群輪番制の効率的な運用（二次救急医療）
- 3 伊勢崎市民病院の医療体制の充実
  - 救急・災害時医療及びがん診療・小児周産期医療体制の充実
  - 患者サービスの向上
  - 医療従事者の育成や確保による健全経営の堅持
  - 施設・設備・医療機器の整備



まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
休日夜間急患センターの開設日数	365日	365日	1年間に一次救急患者を受け入れる休日夜間急患センターの開設日数であり、年間を通しての救急医療体制の維持を目標としたもの

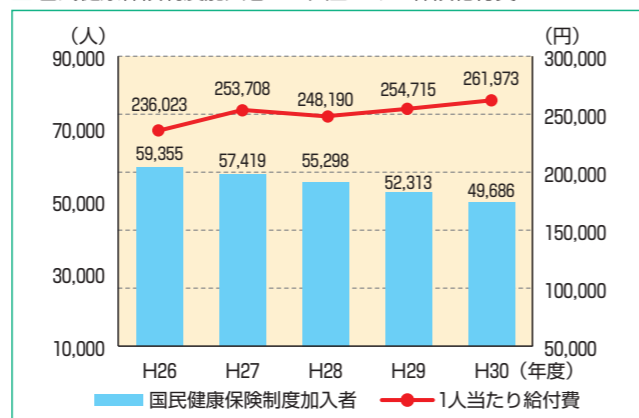
関連計画

伊勢崎市民病院新公立病院改革プランに関する事業推進計画（平成29年度～令和2年度）

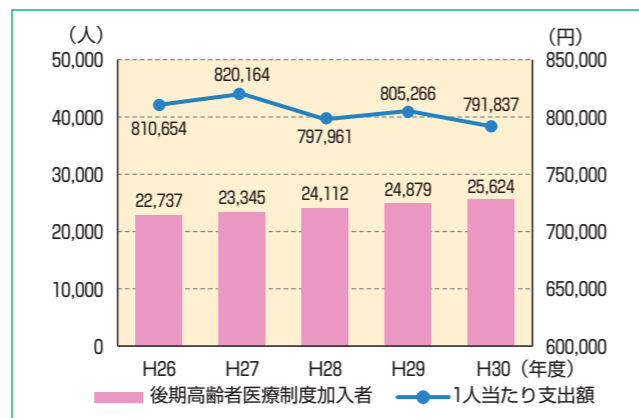
現状と課題

- 1 国民健康保険制度は、厳しい財政状況が続く中、都道府県と市町村が共同で運営する制度となりました。制度の安定的かつ持続的な運営ができるようそれぞれの役割分担に応じた保険者機能の充実が求められています。
- 2 後期高齢者医療制度は、75歳以上の人などを対象とする制度です。今後、高齢化の進展に伴う医療費の増加が見込まれる中、更なる制度の安定的な運営が求められています。
- 3 福祉医療制度は、子ども・重度心身障害者・母子父子家庭などの医療費の自己負担分を公費負担し、経済的な負担を軽減するための制度です。今後も、継続的な制度の運営が求められています。
- 4 国民年金制度は、老後や障害・遺族への保障として重要な役割を担う制度です。保険料納付の意識低下や制度への無関心層が増える中、関係機関との連携により制度周知を推進していく必要があります。

国民健康保険制度加入者と1人当たりの保険給付費



後期高齢者医療制度加入者数と1人当たりの支出額



施策の基本方針

- 1 国民健康保険制度の健全な運営を図り、持続可能な安定した制度の実現に努めます。
- 2 後期高齢者医療制度の健全な運営を図り、持続可能な安定した制度の実現に努めます。
- 3 福祉医療制度の適正な運営を図り、子ども・重度心身障害者・母子父子家庭などの経済的負担の軽減に努めます。
- 4 国民年金制度の推進を図り、年金事務所と協力しつつ保険料納付率の向上に努め、老後の生活基盤づくりに繋がります。

施策の展開

- 1 国民健康保険制度の健全な運営
  - 資格の適正管理
  - 医療費の適正化
  - 保険税の適正な賦課と収納対策
  - 保健事業の充実
- 2 後期高齢者医療制度の健全な運営
  - 保険料の収納対策
  - 保健事業の充実
- 3 福祉医療制度の適正な運営
  - 資格の適正管理
  - 支給の適正化
- 4 国民年金制度の推進
  - 国民年金制度の周知・啓発



まちづくりの指標 (成果指標)

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
特定健康診査実施率	41.8% (平成29年度)	60.0%	国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人のうち、保険者である市が実施するメタボ対策の健康診断を受けた人の割合

関連計画

国民健康保険第2期保健事業実施計画 (データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画 (平成30年度～令和5年度)

# 福祉分野

1 市民が健康で生き生き暮らせるまちをつくる

2 子育てしやすく自立して暮らせるまちをつくる

1 子ども・子育て支援の充実

2 地域福祉社会の構築

3 高齢者福祉の充実

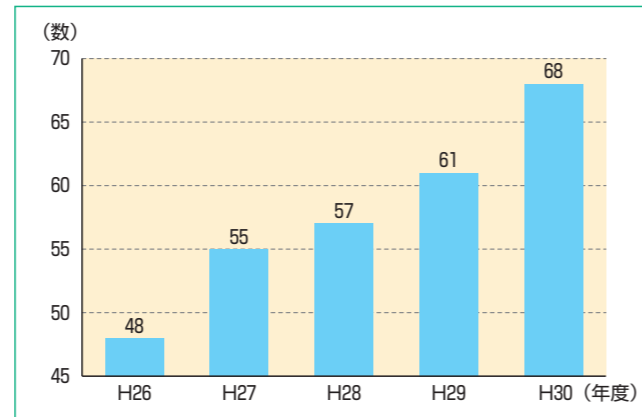
4 障害者福祉の充実

1-2-1 子育てしやすく自立して暮らせるまちをつくる  
子ども・子育て支援の充実

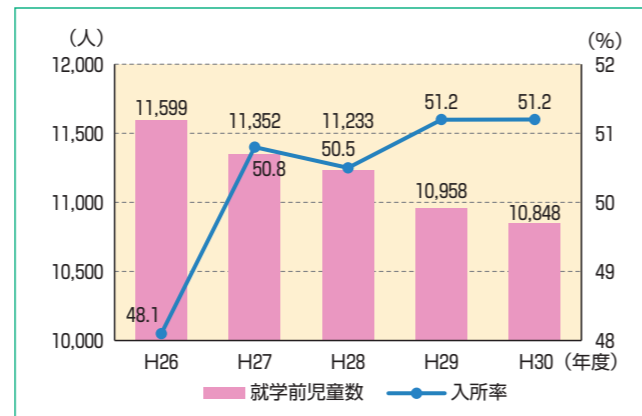
現状と課題

- ① 適切な子育て支援を提供し、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境整備を目的として、提供する各種サービスの量的な整備を進めてきました。今後は、社会情勢とともに変化する子育て支援のニーズに対応するため、更なる質の向上に努めていくことが重要となります。
- ② 就学前児童数は減少していますが、生活様式や就労形態の多様化に伴い、保育ニーズは多岐にわたっています。ニーズを詳細に把握したうえで、地域や家庭の実情に応じた保育サービスの充実が求められています。

放課後児童クラブ数



就学前児童数と保育施設への入所率



施策の基本方針

- ① 適切な子育て支援を提供し、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境の整備を推進します。
- ② 多様な保育ニーズに応えるため、公立・私立保育施設との連携を推進して、充実した保育サービスを提供します。

施策の展開

- ① 子育て環境の充実
  - 子育て家庭支援の充実
  - 地域ぐるみの子育て環境づくり
  - 子どもへの虐待防止対策の強化
- ② 保育の充実
  - 保育施設・体制の整備
  - 保育サービスの充実



まちづくりの指標 (成果指標)

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
放課後児童支援員資質向上研修の受講率	12.0%	19.0%	放課後児童支援員の中で、一定の研修を受講した人の割合
子育て支援事業実施箇所数	35カ所	39カ所	保育所(園)、幼稚園、認定こども園に入る前の乳幼児を持つ保護者に対して、子育てに関する情報提供や相談業務を行う施設の数

関連計画

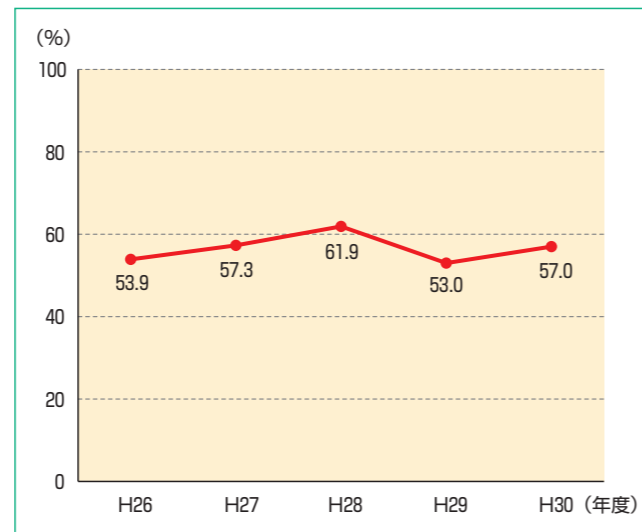
第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)



現状と課題

- ① 地域でのつながりや相互扶助の機能が低下している一方、福祉ニーズは多様化し、行政だけでは対応の難しい課題が増えています。地域で共に助け合い、支え合う社会を形成することが重要です。
- ② 地域福祉活動では、社会福祉協議会やNPO\*法人、ボランティア団体などとの連携や協働が求められます。また、市民による主体的な福祉活動を支援するとともに地域福祉の担い手を育成し、市全体の地域福祉力を高めていく必要があります。
- ③ 不安定な雇用などの理由で経済的な問題を抱える世帯が増加しています。また、個人の抱える課題の多様化などにより、安心して暮らすのに支援を必要とする人もいます。誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように相談・支援体制を整備し、必要なサービスを適切に利用できる体制の充実が求められています。

生活保護受給者のうち就労開始または増収した人の割合



施策の基本方針

- ① 地域住民とボランティア団体、行政との協働により福祉活動や地域の交流を促進し、共に支え合う福祉コミュニティ\*の形成を進めます。
- ② 市民や団体による自主的な福祉活動を通じて地域福祉力を高め、地域住民の福祉の向上を図ります。
- ③ 支援を必要とする人へのサービス提供体制の充実を図り、生活の安定や経済的自立を支援します。

\* NPO : Non Profit Organization の略で、民間や一般市民により自主的に構成された営利を目的としない活動を行う組織。特定非営利活動法人促進法 (NPO法) に基づき設立された組織を「NPO法人」という。  
\* 福祉コミュニティ：地域住民が福祉について関心を持ち、様々な形で互いを支え合う地域社会。

施策の展開

- ① 福祉コミュニティの推進
  - 自助・共助意識の啓発
  - 福祉ボランティアなど人材の養成・確保
  - 地域の交流促進
- ② 地域福祉活動の推進
  - 活動団体などの支援
  - ボランティア活動の活性化
  - 生活支援及び見守り活動の充実
- ③ 支援を必要とする人へのサービス提供体制の充実
  - 低所得者世帯などへの相談・支援体制の充実
  - 権利擁護体制の充実



まちづくりの指標 (成果指標)

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
ボランティア活動に参加したことがある人の割合	20.5%	25.0%	市民アンケート調査で「参加したことがある」と回答した割合
ボランティア活動に参加したいと考えている人の割合	44.6%	60.0%	市民アンケート調査で「参加したい」と回答した割合
生活保護受給者のうち就労開始または増収した人の割合	57.0%	64.0%	生活保護受給者のうち、就労可能な人や十分に働いていない人に対し、就労支援を行った結果、仕事に結びついた人、または転職などにより収入が増加した人の割合

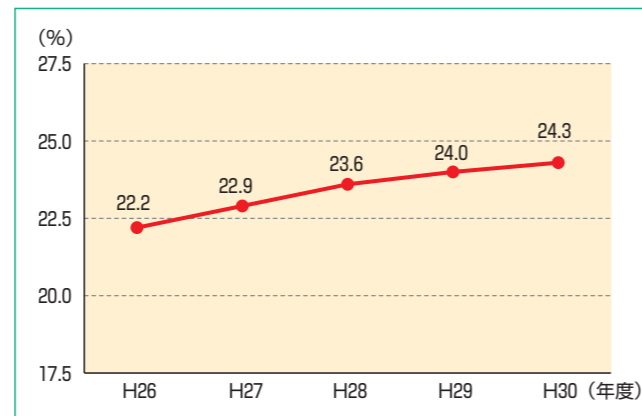
関連計画

第3期地域福祉計画 (令和2年度～令和6年度)

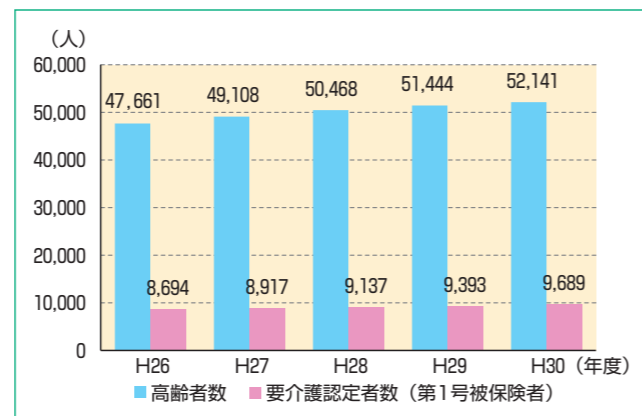
現状と課題

- 本市でも高齢化は進行しているものの、多くは介護を必要としない元気な高齢者です。高齢者が地域において生き生きと自立した生活を営むために、就労の推進、生きがいつくりや学びの場などの環境整備による積極的な社会参加の促進、また、自らが健康づくりに取り組む意識の啓発が必要です。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する中、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な在宅サービスを中心に生活支援などの充実が求められています。また、特別養護老人ホームなど的高齢者福祉施設については、利便性の向上と施設入所待機者の解消に向け、計画的な整備が必要です。
- 2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、要介護認定を受ける高齢者の増加が見込まれています。真に必要な介護保険サービスが適正に提供されるよう、介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、制度の持続可能性を確保していくことが求められています。
- 高齢者が増加する中、医療制度や介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域の中で安心して生活を続けられるよう、住民主体の地域での支え合い体制の整備が必要とされています。

■ 高齢化率



■ 高齢者数及び要介護認定者数



施策の基本方針

- 高齢者が地域において生き生きと自立した生活が営めるよう、生きがいつくりと健康づくりを推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅サービスの充実と高齢者福祉施設の計画的な整備に努めます。
- 介護保険制度の趣旨普及や介護サービスの質の向上を図り、介護保険事業の安定的な運営に努めます。
- 地域の支え合い体制を整備し、地域包括ケアシステム\*の構築の推進に努めます。

\* 地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳保持と自立生活支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう包括的な支援やサービスを提供する体制。

施策の展開

- 生きがいと健康づくりの推進
  - 就労支援の充実
  - 地域活動や生涯学習への参加促進
  - 自己健康管理意識の啓発
- 高齢者福祉サービスの充実
  - 自立生活支援の充実
  - 相談・支援体制の充実
  - 高齢者福祉施設の整備・充実
- 介護保険事業の健全な運営
  - 介護認定・給付費の適正化
  - 介護保険サービスの質の向上
  - 介護保険制度の周知
  - 保険料の適正な賦課と収納対策
- 地域包括ケアシステムの構築の推進
  - 医師、薬剤師、ケアマネジャーなどとの協働・連携
  - 地域の自主的な取組への支援
  - ボランティアの育成・連携



まちづくりの指標 (成果指標)

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
ミニデイサービス事業*の実施率	52.4%	67.6%	170の行政区のうち、ミニデイサービス事業を実施している行政区の割合
介護を必要としない高齢者の割合	81.4%	79.0%	65歳以上の高齢者のうち、介護認定を受けていない人の割合

関連計画

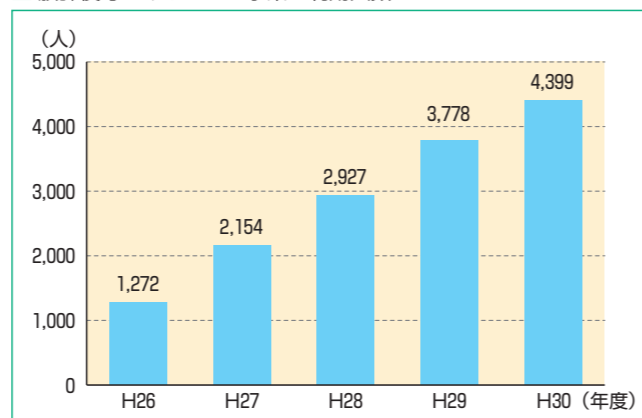
第7期高齢者保健福祉計画 (平成30年度～令和2年度)

\* ミニデイサービス事業：行政区などが主体となり、公民館などで創作活動や趣味活動、給食サービスの提供を通じて、社会的孤立感の解消や介護予防などを目的とする事業。

現状と課題

- ① 障害者は健康や就労など生活に様々な不安を抱えています。障害者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、きめ細かな福祉サービスの充実や就労への支援が求められています。
- ② 障害者が地域社会で安心して生活していくためには、環境の整備だけでなく、障害に対する理解が必要です。教育や交流を通じて、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重する社会づくりが求められています。

放課後等デイサービス事業の利用人数



施策の基本方針

- ① 障害者のニーズに応じた福祉サービスの充実により、障害者が安心して自立した生活ができるよう支援します。
- ② 障害への理解の浸透や地域との交流の場の提供に努め、ノーマライゼーション※社会を推進します。

※ ノーマライゼーション：障害の有無や年齢などにかかわらず、あらゆる人が共に住み、生活できる社会が普通の社会のあり方であるという考え方。

施策の展開

- ① 生活支援の充実
  - 在宅福祉サービスの充実
  - 生活環境の整備・拡充
  - 就労支援の促進
  - 意思疎通支援の充実
- ② 相談・啓発・交流体制の充実
  - 情報の提供と相談体制の充実
  - 障害者理解のための啓発活動の推進
  - 交流の場の充実と交流活動の推進
  - 自立支援協議会、障害者就労支援協議会との連携強化



まちづくりの指標 (成果指標)

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
放課後等デイサービス事業の利用人数	4,399人	5,200人	学齢期の障害児のうち、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を受けた児童の延べ人数
障害者センターの利用人数	19,644人	23,500人	障害者センターを利用した延べ人数

関連計画

第2次障害者計画 (平成26年度～令和2年度)  
第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)